



狂犬病予防注射は お済みですか

犬の飼い主は、狂犬病予防法により年1回飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。狂犬病は犬だけではなく、人間にもうつる恐ろしい感染症です。感染を防ぐため、必ず予防注射を受けさせてください。

予防注射は毎年5月に地域を巡回する集合注射以外に、動物病院でも受けさせることができます。根室管内外で予防注射を受けさせた場合は、狂犬病予防注射済票が交付されないため、動物病院の注射済証（証明書）をご持参の上、下記担当で交付手続きを行ってください。

また、病気などにより予防注射が猶予されている場合や、飼い犬が死亡している場合は必ず下記担当までご連絡ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

消費者ホットライン 188とは



消費者ホットライン188（局番なし）とは、お近くの消費生活センター等の消費者生活相談窓口をご案内するサービスです。

消費者庁 消費者ホット
ライン188イメージキャ
ラクター「イヤヤン」

別海町で188にかけると役場町民課につながり、職員が消費者生活相談の最初の一步をお手伝いさせていただきます。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってケガをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか。

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いややん!）」にご相談ください。相談員がトラブル解決を支援します。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

秋のすずらん無料法律相談のお知らせ



釧路弁護士会では、法律事務所が開設されていない町村で無料法律相談を企画しており、本町でも次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

- 日 時 10月9日(水)
午後1時30分から午後5時
- 場 所 別海町役場
- 相 談 料 無料
- 予約期間 9月2日(月)から10月7日(月) ※予約制
- 予約・問合せ 町民生活担当（内線1213）

地域情報カレンダー

（令和元年8月23日現在）

日	曜日	イ ベ ン ト 内 容
9/11	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ばらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。
14	土	第50回別海町産業祭
15	日	別海町農村広場 両日10:00～ 雨天決行
10/6	日	第41回別海町パイロットマラソン 町営陸上競技場 フルマラソン 10:00スタート 5km 10:45スタート
8	火	特設行政相談所 東公民館1階 小会議室 10:00～12:00 ※事前予約不要・相談無料
9	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ばらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きをしてください。
13	日	第59回西別川あきあじまつり 別海新港特設会場 10:00～(予定)

社会保険事務
相談所開設

9月3日(火) 13:00～17:00 10月1日(火) 13:00～17:00
9月4日(水) 9:00～14:00 10月2日(水) 9:00～14:00
中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。 予約先／釧路年金事務所 TEL0154-61-6000

し尿と家庭廃水の くみ取りのお知らせ

10月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金とは、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。請求手続きは早めにお済ませください。

■対象となる方

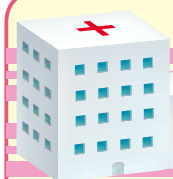
- 老齢基礎年金を受給している方
次の3点を全て満たしている必要があります。
 - ①65歳以上であること
 - ②世帯員全員の町民税が非課税であること
 - ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること
- 障がい基礎年金または遺族基礎年金を受給している方
次の点を満たしている必要があります。
 - ①前年の所得額が約462万円以下であること

■請求手続き

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。
同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、役場町民課窓口または最寄りの年金事務所に提出してください。
- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて役場町民課窓口または最寄りの年金事務所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

■年金生活者支援給付金についてお困りになったときは「給付金専用ダイヤル」にお電話ください。
給付金専用ダイヤル 0570-05-4092（ナビダイヤル）



通院交通費を助成しています

本町では、難病患者や重度心身障がい者等の方々に対して、道内の医療機関（町内を除く）への通院に要した交通費の一部を助成しています。令和元年度前期の申請を受け付けますので、対象となる方は早めの手続きをお願いします。

- 対象者 ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定を受けている方（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付を受けていない方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
※上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。
- 助成対象期間 申請月の1年前から申請月まで
（例）平成30年9月から支払った通院医療費の助成を受けたい場合は、令和元年9月までに申請が必要です。
- 助成額 通院距離に応じて算出
- 必要書類 ①申請書 ②請求書 ③通院証明書
④介護者を必要とする医師の証明書（介護者がいる場合のみ）
※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。
- 申請期限 9月26日（休）
- 申請書類配布・提出先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）